協議第　4　号

事務所の所在地（本所・支所の所在地）に関すること

事務所の所在地（本所・支所の所在地）に関して、下記のとおり承認を求める。

平成18年8月23日提出

大和町・三橋町商工会合併協議会
会　長　　小宮琢士

協議項目番号	4	協議項目名	事業所の所在地に関すること
協　　議　　内　　容			
本所を現在の三橋町商工会とし、支所を現在の大和町商工会とする			
（事務所の所在地）			
第4条　　本商工会は、主たる事務所を福岡県柳川市に置く。			
2　従たる事務所を福岡県柳川市大和町鷹ノ尾106に置く。			